

山形県立山形養護学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

「児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

注：ふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害に着目し、該当するか否かを判断する。

：好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

2 具体的ないじめの態様

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

①特徴

- ・匿名性から書き込む際、抵抗や罪悪感が少ない。加害者を特定しにくい。
- ・短時間に簡単に広がる。一度書き込まれたものは完全に消去できない。
- ・本人だけでなく、親や親族、会社、学校などへ被害が広がる。

②具体例

- ・掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめ、誹謗中傷の書き込み
- ・メール（チェーンメールも）による誹謗中傷
- ・なりすましメールによる誹謗中傷
- ・SNSによる誹謗中傷、個人情報勝手に広められる、仲間はずれ
- ・ロコミサイト、オンラインゲーム上のチャットで個人情報の書き込み、画像流出

③未然防止

- ・情報モラルの学習と徹底、教員の指導力向上
- ・家庭、地域、PTAとの連携
- ・相談やネットパトロールによる早期発見
- ・外部機関との連携（警察・法務局）

- (9) 好意、親切心、正義感などからの言葉や行動で傷つけられる。

3 いじめ防止と早期発見の具体的取り組み

- (1) いじめが起こる場所を職員が日常的に目を離さないようにする。(職員の目で死角を無くす) 特に、教室、廊下、階段、(体育館、グラウンド)
- (2) いじめられやすいタイプの児童生徒(身体が小さい人、身体が弱い人、太っている人、行動や反応が遅い人、場の雰囲気に応じた言動ができない人) に対して、常に全職員で目を離さないようにする。
- (3) いじめが起きやすい学齢の児童生徒(一般的には小学校高学年から中学2年生頃) については個別面談や見守りを行う。
- (4) いじめが増える時期、6月と11月はいじめ防止強化月間として、教師の見回りの強化、学部集会や学級活動を通していじめの未然防止活動を具体的に行う。
- (5) 毎月の「いのちの日」に、社会とのつながりや命の大切さを再認識する。

4 いじめの重大事態について

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 生命、心身又は財産に重大な被害に該当すると想定されるとき
 - ・児童生徒が自殺を図った場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (4) 重大事態の発生報告
学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときも)、速やかに学校の設置者(県教育委員会)を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する。

5 いじめに対する組織的な対応

